

## **PRESS RELEASE**

# 前橋市報道発表資料

令和3年8月12日

## 新型コロナウイルス感染症の発生について(市内1698~1731例目)

前橋市内で34件(1698~1731例目)の新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1698 (10280)	8月11日	5 0代	男性	前橋市職員	_	8月6日	軽症
1699 (10293)	8月11日	60代	女性	無職	_	8月5日	軽症
1700 (10321)	8月11日	3 0代	男性	サッカー 選手	_	8月11日	軽症
1701 (10332)	8月11日	20代	男性	学校職員 (市外)	_	8月6日	軽症
1702 (10333)	8月11日	20代	女性	会社員 (市外)	_	8月2日	軽症
1703 (10352)	8月11日	40代	男性	会社員	_	8月8日	軽症
1704 (10353)	8月11日	30代	女性	パート 従業員 (市外)	_	8月8日	軽症
1705 (10359)	8月11日	40代	男性	会社員 (市外)	_	8月9日	軽症
1706 (10360)	8月11日	30代	男性	会社員 (市外)	_	8月9日	軽症
1707 (10365)	8月11日	20代	男性	会社員	_	8月7日	軽症
1708 (10373)	8月11日	60代	男性	会社員 (市外)	_	8月10日	軽症
1709 (10390)	8月11日	30代	女性	会社員	_	8月8日	軽症

市内番号(県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1710 (10391)	8月11日	20代	女性	会社員	_	8月9日	軽症
1711 (10398)	8月11日	80代	男性	無職	_	7月30日	軽症
1712 (10399)	8月11日	60代	女性	福祉事業 従事者	陽性者の接触者	8月11日	軽症
1713 (10400)	8月11日	30代	男性	無職	_	8月8日	軽症
1714 (10401)	8月11日	20代	男性	無職	_	8月9日	軽症
1715 (10402)	8月11日	20代	男性	無職	_	8月10日	軽症
1716 (10403)	8月11日	20代	男性	無職	_	8月10日	軽症
1717 (10404)	8月11日	20代	男性	無職	_	8月10日	軽症
1718 (10405)	8月11日	30代	男性	無職	_	8月10日	軽症
1719 (10406)	8月11日	10歳未満	男性	未就学児	市内1684例目 の同居家族	8月9日	軽症
1720 (10407)	8月11日	10歳未満	男性	未就学児	市内1684例目 の同居家族	8月9日	軽症
1721 (10408)	8月11日	30代	男性	会社員	陽性者の接触者	8月10日	軽症
1722 (10409)	8月11日	30代	女性	前橋市職員	_	8月9日	軽症
1723 (10410)	8月11日	10歳 未満	男性	未就学児	_	8月8日	軽症

市内番号(県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1724 (10413)	8月11日	30代	男性	会社員 (市外)	市内1677例目 の同居家族	8月10日	軽症
1725 (10414)	8月11日	50代	女性	会社員	市内1679例目 の同居家族	8月10日	軽症
1726 (10420)	8月11日	20代	男性	会社員 (市外)	陽性者の接触者	8月10日	軽症
1727 (10421)	8月11日	50代	女性	自営業	市内1638例目 の同居家族	8月10日	軽症
1728 (10422)	8月11日	40代	男性	自営業	_	8月10日	軽症
1729 (10424)	8月12日	50代	男性	会社員	市内1686例目 の濃厚接触者	8月9日	軽症
1730 (10426)	8月12日	50代	女性	会社員	_	8月8日	軽症
1731 (10427)	8月12日	40代	男性	会社員 (市外)	_	8月9日	軽症

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

### 市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

#### 本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電話 <平日>直通 /027-220-5779

<夜間・休日> 0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1 (当直室) から内線 8 4 - 2 2 1 6 へ